

倉敷民商弾圧事件・禰屋裁判傍聴記

吹田民主商工会常務理事 西尾 栄一

10月6日、禰屋裁判の第23回公判が岡山地裁でありました。8時45分に裁判所に到着して10番の整理券をいただき9時40分まで待機しましたが、抽選に漏れてしまいました。これで2回目の抽選漏れです。今回も泉南民商の池田さんが代わってくれて傍聴することができました。法廷の外にある待合所には抽選に漏れた20名ほどの方々が午後3時過ぎの閉廷まで共に行動していただきました。裁判長の意図的な傍聴妨害に憤りを感じるとともに、その妨害に負けない支援者の団結力を感じました。

この日の公判は、午前10時から午後3時過ぎまで、検察側の反対質問と裁判所の補充質問、証拠の整理等が行われました。検察官からの反対質問は、①申告書作成までの流れ、②民商の特別会費の内容、③民商の実質は税理士事務所、の3点でした。そのため、反対質問は短時間で終わりました。

お粗末な検察官質問に傍聴席は失笑と憤り

申告書作成までの流れでは、「OCR伝票の読み取りでエラーが出た時はどうするのか?」「会計ソフトの減価償却費の間違いを発見して、手入力で訂正しているではないか?」「消費税申告書作成時に非課税売り上げはどのように処理しているのか?」と問題にしました。要するに検察官は、禰屋さんが「自己の判断において」それぞれの処理を行ったとの回答を引き出したのだと思います。それに対して、禰屋さんは「会員の判断」が介在していることを事実で回答しました。この質疑は本来であれば5分程度で終わる内容なのですが、これだけで40分以上かかりました。質問する検察官そのものが、確定申告の仕方を理解していないからです。そのため、質問内容が禰屋さんに伝わりません。経験のある私でも何を聞かれているのかわかりにくい質問の連続でした。さすがに裁判長も質問の仕方を具体的にするように何度も促しました。検察官は裁判長の指摘を受け質問を工夫しますが禰屋さんに伝わっていません。傍聴席からも憤りや失笑が漏れていました。この検察官はまだ若く、新人研修しているのではないかとさえ思えるような醜態でした。あまりにも禰屋さんに対して失礼です。しっかりと勉強して出直せと言いたくなりました。

安易な筋立てと証拠で起訴、

拘留された怒りと悔しさ

特別会費や税理士事務所での件では、「特別会費とは何か?」「会員は禰屋さんのことを税理士だと思っていないか?」「申告書作成のミスがあったときは誰が責任をとるのか?」と質問をしてきました。検察官は、この質問で民商の実態は税理士事務所であること、具体的には「業務書の作成を「業」として」を証明しようとしたのではないかと思います。これに対して、禰屋さんは、「税務調査の際に、税務署員から、民商の事務局長は税理

士資格がないと言われているので、会員は私が税理士だと思っている人など一人もいない」「自分で自主記帳、自主計算、自主申告をする意思のない人は倉敷民商に入会できない」「倉敷民商の会員で重加算税を課された人はいない。査察を受けた人もいない」「申告書の間違いは会員自身が責任をもつ」と明快に回答しました。別の検察官が証拠として持ち出したのが、民商の広告が税理士事務所と同じページに掲載されていた「市報」と「申告費用が安いのが民商の価値」と語った会員の声が掲載された民商ニュースでした。こちらもお粗末な筋立てで、弁護団から反撃されるとすぐに主張を引っ込めてしまいました。検察官の反対質問は本当にお粗末でした。安易な筋立てと証拠で禰屋さんを起訴し、428日間も拘束したのかと思うと怒りと悔しさが増幅してきました。

「有罪」前提の質問、

あまのこにも警察よりの訴訟指揮

午後からは3名の裁判官が禰屋さんに質問しました。「申告サポートを仕事としてやっているのか?」「会員から感謝されていると実感するときはどんなときか?」「記帳補助はどのように行うのか?」「自分で申告書を作成することが出来る人もいるらしいが、その人たちはなぜわざわざ民商に出向いてくるのか?」「自主申告とは何か」などと質問してきました。これらの質問の多くは今までの公判で何度も話題になっており、なぜ質問するのか分かりづらいものです。禰屋さんも戸惑っていました。原田弁護士は「禰屋さんが会員から委任を受けてやっている」と導き出そうとしているのではないかと、公判後の報告集会で述べておられました。要するに、有罪にするために必要な禰屋さん自身の声を引き出そうとしたのではないかと感じられました。

この日の最大のポイントは山室税理士の意見書を採用するかどうかでした。前回裁判所は、第三者でもなく、訴追のプロである木嶋査察官の報告書を「鑑定書」として採用しました。それならば、少なくとも裁判の公平を保つために元税務調査官であり、税理士である山室氏の意見書こそ鑑定書として採用するべきだと弁護団は主張してきましたが、そして、全国からハガキで要望しましたが、裁判所は採用を拒否しました。弁護団はすぐに3名の裁判官の忌避を求めましたが、裁判所は簡易却下しました。弁護団は採用拒否の詳細を文書で回答することを求めました。予想されたこととは言え、あまのこにも露骨な検察寄りの訴訟指揮です。次回公判は12月14日となります。地裁審議は最終段階を迎えました。この日、裁判所に向けた要請署名は15万人を突破しました。



商工新聞は経営のヒント・ノウハウの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましょ
会費集金は会員の心をあしめる活動です 毎月10日までには集めましょ